

## 使用済み商品券の換金方法について

- ①使用済み商品券の裏面の取扱店欄に店名を記載し、枚数を数えてください。
- ②「商品券換金請求書（4枚複写分）」に請求日・事業所名・登録番号・枚数・合計金額を記入して、「商品券換金用封筒」に商品券を輪ゴム等で束ねて入れ、封をせず、池田泉州銀行ときわ台支店または豊能郵便局へお持ちください。  
（確認後、銀行または郵便局が封印します。）

### **【池田泉州銀行ときわ台支店へお持ちの場合】**

- 1) ときわ台支店窓口へお持ちください。
- 2) 銀行の方が「換金請求書」と「商品券換金用封筒」を確認し、封筒に封印シールを貼り、換金請求書に受付印を押してお客様控えをお返しします。（受付時に枚数の確認は行いません。）
- 3) 銀行は封印された封筒を外部機関に運び、そこで店名・登録番号・枚数・金額等を確認して、商工会へ報告します。
- 4) 商工会はその報告を受けて、事業所の登録済みの金融機関口座へ振込します。

### **【豊能郵便局へお持ちの場合】**

- 1) 豊能郵便局窓口で「換金請求書」と「商品券換金用封筒」を確認し、商品券の枚数を数えて換金請求書と照合し、受付印を押してお客様控えをお返しします。
- 2) 郵便局は、店名・登録番号・枚数・金額等を確認して、商工会へ報告します。
- 3) 商工会はその報告を受けて、事業所の登録済みの金融機関口座へ振込します。

※商品券をお預かりしてから、金融機関口座へ入金するまで5～最長14日程度の日数を要します。

※商品券の使用期限は平成27年12月31日までですが、事業所からの換金の申し出は平成28年1月15日を最終期限とします。それ以降は換金できませんので、ご注意ください。